

南丹市健幸まちづくり推進協議会条例の一部改正について

1. 条例の一部改正の主な内容

南丹市健幸まちづくり推進協議会条例の第2条(所掌事項)に、「健康増進法に規定する市町村健康増進計画及び食育基本法に規定する市町村食育推進計画の策定に関する事」および、「南丹市健幸まちづくり庁内推進本部との連携」を加える。

2. 背景および目的

健幸まちづくり推進協議会は、健幸まちづくりを総合的な視野で捉え、幅広い関係者の意見調整や合意形成を行うために設置されており、健康増進・食育推進計画の進捗報告や課題の共有などを行ってきました。

第2次健康増進・食育推進計画の策定は、計画策定委員会を別に設け、専門的な知見や経験に基づき計画案を作成しましたが、第3次計画(健幸まちづくり計画(仮称))からは策定段階から幅広い分野の委員の皆さまが関与することで、多様な視点を取り入れた、より実効性の高い計画となることが期待できると考え、健幸まちづくり推進協議会で計画策定に関わる調整を行うこととしたいと考えています。

3. 条例の改正について

南丹市健幸まちづくり推進協議会において、南丹市健康増進・食育推進計画策定に関する協議を行うことを追加した内容に基づき所掌事項を改めるとともに、南丹市健康増進・食育推進計画策定委員会設置条例を廃止することを提案します。(3月議会で提案予定)

4. 第3次計画策定のスケジュールと令和8年度の協議会の開催について

計画策定を一体的に行うこととしているため、以下の開催予定を考えています。

- ・第1回(5～6月) 第2次計画の評価と検証・第3次計画の基本的方向性
- ・第2回(10～11月) 骨子案への意見聴取
 - * 計画案について、書面確認(会議開催はなし)
- ・第3回(2月頃) 計画最終案の検証

5. 委員の任期について

現在の任期は、令和6年10月11日から令和8年10月10日までの2年となっています。

任期終了後、改めて委員の委嘱をさせていただきます。

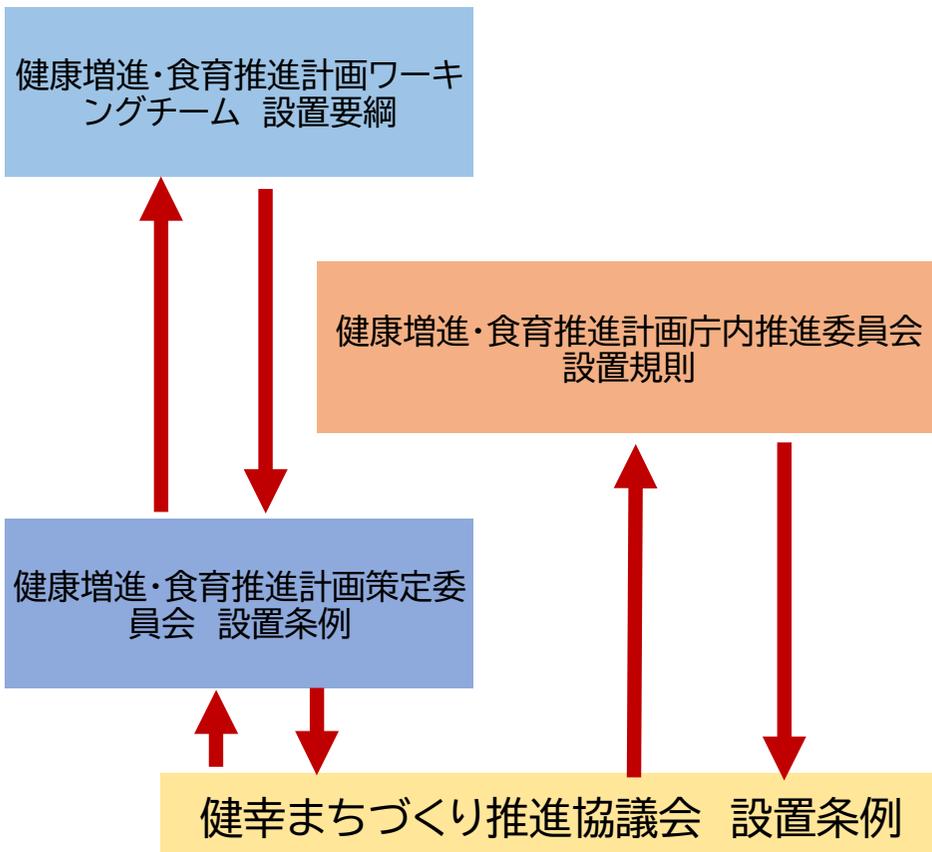
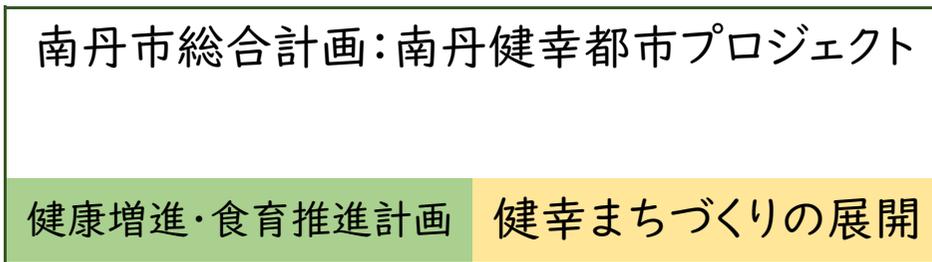
(計画策定の途中での任期終了となるため、引き続き委員としてお世話になれる方は、継続していただけると嬉しいです)

6. 資料について

- ・健幸まちづくり推進協議会と南丹市健康増進・食育推進計画の体系図
- ・南丹市健幸まちづくり推進協議会条例
- ・南丹市健康増進・食育推進計画策定委員会設置条例

健幸まちづくり推進協議会と健康増進・食育推進計画の体系図

改正前



改正後 令和8年4月～

